

細則 4－1 危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 3 関係】

定める必要がある施設	全ての製造所及び一般取扱所
------------	---------------

第 1 総則

当所の危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴い実施する危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策（以下「危険性評価及び対策」という。）は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険性評価及び対策の実施基準」に基づき行うものとする。

第 2 危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険性評価及び対策の実施基準

- 1 所長は、必要に応じて当所の危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険性評価及び対策の方法を整備するものとする。
- 2 所長は、危険性評価及び対策を行う責任者等を指定するものとする。
- 3 1 で樹立する危険性評価及び対策の方法は、下記事項を考慮して整備するものとする。
 - (1) 危険性評価の手順及び手法を定めること
 - (2) 設計段階で、危険性評価を行うこと
 - (3) 取扱う危険物の特性を把握し、危険性評価に反映させること
 - (4) 機器、設備に異常又は故障といった事象が発生した場合の異常事態に発展する過程を把握し、危険性評価に反映すること
 - (5) 危険性評価の結果を反映させること
 - (6) 事故事例を入手した場合、当該危険物施設で同種事故が発生する可能性があるか確認すること
- 4 所長は、必要に応じて責任者等に対して危険性評価及び対策についての教育及び訓練を行うものとする。

5 その他